

5 福薬業発第 3 4 9 号
令和 5 年 1 1 月 1 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

「地域支援体制加算」における
「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」の取組実績の報告について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「地域支援体制加算」の算定要件の一つとして、薬局機能情報提供制度における「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組」を有し、取組実績があることとされています。

つきましては「地域支援体制加算」を算定している薬局は、12月31日までに日本医療機能評価機構へ「プレアボイド事例」を1件以上報告頂きますようお願いいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- ①薬局医療安全対策推進事業における日本医療機能評価機構の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業の参加薬局として登録し、疑義照会により処方変更等が行われた結果、「患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例（ヒヤリ・ハット事例（疑義照会）≒プレアボイド事例）」を報告

※手順については「保険薬剤師必読ハンドブック2022」P105～107参照

- ②福岡県薬局機能情報提供制度へ、前年1年間（1月1日～12月31日）のプレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無について3月31日までに報告

※福岡県薬局機能情報提供制度への報告については、前年の薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業への事例報告実績が条件のため、12月31日までに日本医療機能評価機構へ「プレアボイド事例」1件以上の報告（①）が必要

以 上